

(新) 愛がん動物用飼料安全対策費

35百万円(0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

平成21年の春から施行予定の「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」の適正な運用のため、立入検査等の実施、関連機関との連携体制整備、情報収集等の安全性確保業務を行う。また、法の対象となるべきペットフードの検討や、飼養者から見たペットフードの課題の把握に資する調査研究等を実施する。

2. 事業計画

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度～
1. 安全性確保業務				
2. 調査研究等				

3. 施策の効果

ペットフード安全法に基づく立入検査等の安全性の確保に関する業務の実施により、有害なペットフードの流通の防止、及び万一の時の迅速な対応を図る。また、調査研究等により、ペットフード安全法を適正に運用する。

愛がん動物用飼料安全対策費

平成20年6月 ペットフード安全法成立



動物愛護の観点から、ペットフードの安全性を確保するため、

- 基準規格を定めて、製造、輸入、販売を規制
- 有害な製品の流通防止のため、適切な立入検査の実施、一般からの迅速な情報収集の体制整備
- 有害物質等の科学的知見の収集
- 飼養者側からのペットフードの課題の把握等の取組が必要。



本省

(安全性確保業務)

- ◆ 獣医師会や愛護団体等の関連団体や関係省庁との連携体制整備、安全対策マニュアル作成、立入検査等実施

(調査研究等)

- ◆ 対象とするペットフードの拡大検討調査
- ◆ 飼養者から見たペットフードの課題調査

地方環境事務所

(安全性確保業務)

- ◆ 立入検査・報告徴収等実施
- ◆ 地方農政局、自治体、関連団体等との連携体制整備
- ◆ ペットフードの安全性に関する情報収集・情報提供